

第三十八回 参議院商工委員会會議録第二十九号

昭和三十六年六月七日(水曜日)
午後三時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 齋木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
椿 繁夫君
牛田 寛君

委員

赤間 文三君
大泉 寛三君
大川 光三君
岸田 幸雄君
小林 英三君
鈴木 万平君
阿具根 登君
近藤 信一君
中田 吉雄君
吉田 法晴君

国務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

政府委員

通商産業大臣官房長 渾詰 誠明君
通商産業省企業局長 松尾 金蔵君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件

○割賦販売法案(内閣提出、衆議院送付)

○諸願の審査に関する件

○継続調査要求に関する件
○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(齋木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

割賦販売法案を議題として審議を行います。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○近藤信一君 本法律案につきましては、去る三月本会議におきまして質問したので、なるべく重複しないようにと考えておりますが、若干の重複は許し願いたいのであります。

政府は提案理由の中で、割賦販売業者と購入業者の間に紛争が生じやすいなど、いろいろの問題があると申しておりますが、この法律案ができていないとどんな支障が起きるのか。また現在あるところの紛争等をお示しを願いたいのであります。

○政府委員(松尾金蔵君) 御質問の趣旨は、現状におきまして割賦販売で、どういふトラブルなり、あるいは問題があるかということ、その問題の解決のために、この法律案の実施が必要であるかという御趣旨であると思っておりますが、御承知のように割賦販売はだんだんと広がっておりますけれども、これが現実とその間のトラブルが起きて裁判されたにまで上がってきて云々という件数は、私どもの調査ではあまり多くはないようであります。しかし、たとえば新聞の投書その他によりまして、ある場合には悪質な販売業者が不当な方法で割賦販売の商品を取り上げていったという苦情であります。

とか、あるいは月賦の集金に対する苦情でありますとか、そういうトラブルの事件が投書その他の形で報道せられております。また一部、昭和三十四年の判決等におきましても、裁判によりましてこの問題の解決が行なわれたこともございます。また逆に、割賦販売業者の方で、これは必ずしも悪質の購入者というわけではないけれども、現在のところでも相当貸し倒れその他の事件があり、またそれが、ある場合には常習的な詐欺事件というようなことで裁判されたその他になつたものは、これまた相当の件数に上つております。

この方でも申しますと、たとえば昭和三十年から三十四年、この間に年々数百件を数えるような件数も裁判されたに上つております。そういう問題を考えますと、おそらく割賦販売の場合には、一々の問題が裁判上の問題にならない形で、ある場合には泣き寝入りというような形で問題が処理されているのが多いと思ひます。しかし、今後、割賦販売が健全に育っていくためには、最小限度のいわゆる秩序維持のためのルールを作っておく必要があるといふのが今回の法案の趣旨でございます。

○近藤信一君 そういたしますと、裁判問題になつておるといふのは、これは年々九百件ですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 売主の側が不当なことをやつたという理由で裁判になつておりますのは、件数はあまり多くございません。私どもの調べでは、二、三件しかないようでありますが、

逆に、買主の方がいわゆる詐欺的な行為で割賦販売を悪用したという例は、裁判の件数におきましても、昭和三十年ごろから年々数百件を数えております。

○近藤信一君 まあ、裁判問題になつていない潜在的な紛争の問題については把握できないと私は思ふんですが、これらの潜在的な紛争というものが将来も多くなつてくるであらう、こういうことも予想されて今度の本法律案ということになつたということですね。

○政府委員(松尾金蔵君) 私どももそのように考えております。

○近藤信一君 本会議でもお尋ねいたしましたことがありますが、本案は割賦販売のルールを定めるものでございまして、奨励とか抑制の考えはないのとこととでございまして。しかし、将来にわたつて割賦販売というよりな取引方法を盛んにしようと思つておられるのか。今度のは取引秩序を定めるだけの法律だが、今後これを奨励するといふお考えでございまして、または抑制しようといふのか、この点、政府の態度を伺いたいのではあります。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これはあくまでルールを確立して秩序を正すという点に重点を置いて今回の法案を提出した次第であります。特にこれを奨励するとか、あるいは抑制するとかというよりな、そういう政策的なねらいは法律そのものにはございせん。

○近藤信一君 従来も割賦販売ということが盛んに行なわれておりました。これが法制化ということになりますと、

と、ますます盛んになるという傾向は私は強いと思うのです。そこでやはりこれが法制化されれば、この割賦販売というものを奨励するといふことに

も、私はなると思ふのですが、大体割賦販売で生活していくという階級というものはないかとおもふ。そこには問題はあります。それは、契約した割賦というものは、契約通りにいかないうちも起つてくる。そういう点を考えますと、やはり私は法制化されたねらいといふものは、若干おかしなところではないですか、この点いかがですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) とにかく自然にこれを放置いたしましたとしても、だんだんと社会信用が拡大されるに従つて割賦販売というものは、事実上相当普及する傾向にあることは、これはいふまでもないであります。ただし、これに伴つて先ほど局長から申し上げたようないろいろな弊害がこれに伴つて多くなるのは、どうも社会経済秩序の上からおもしろくないので、その弊害だけはどうしても矯正しなければならぬ、秩序を正していかなければならぬ、かように考えるわけでありまして、法律そのものには、特に政策上のねらいを持った規定はない。ただし、この法律の施行によつて、健全にこの割賦販売制度というものが普及されていくであらうというところは、これはわれわれも予見している次第でござ

ざいます。それがもし勤労者大衆に害を与えるというようになりなますれば、これはまた考へざるを得ないと思ひますが、ただいまのところは、そういうことは無いと思ひます。

○近藤信一君 この法律案の中には、割賦販売と、それから割賦購入あつせんといふことが規定されております。両者は全く異なつてゐると思ひますが、にいたしまして、異なつたところも多しと思ひます。この両者を販売法として一括するのは若干おかしいと思ひます。

○政府委員(松尾金蔵君) この法案の建前は、割賦販売についての一般的な購入者と販売者との間の秩序維持を中心にして、総則の方にそれを書いておきます。今御指摘がございました割賦購入あつせん業者を仲介いたしましたとして、いわゆるチケットによる割賦販売が行なわれております。その場合には、もちろん一般的にチケットによる割賦販売の販売者と購入者との問題もあるでありますが、それ以上にそのチケットによつて物を売つたいわゆる加盟小売商が現実にその代金を受け取りますのは、いわゆるチケットの購入あつせん業者から代金を受け取るわけでございますから、その場合に、もしチケット発行機関、ここでいつておきます割賦購入あつせんの機関に信用上の貸しがありますと、加盟小売商が代金支払いを受け得ないという危険を伴いますので、割賦販売に伴ひまして、いわゆる加盟小売商が不測の損害をこうむらないよう、いわばそういう特殊な場合における割賦購入の秩序維持といふことを、特殊の形態の場合の

小売商の保護といふことを附加して規定したといふことで、いわば特殊の場合についての規定を加へた、やはり割賦購入であることについては同意義でございます。

○近藤信一君 そういたしますと、チケットで物を買う場合とそれからたとえば信販なんかの関係ですね、これとの関係はどういうふうなことになるか。

○政府委員(松尾金蔵君) 現実にチケットで割賦購入をするお客さんは、御承知のように、今お話がございました信販会社からチケットを購入してその代金はおおむね職場を通じて分割払いで購入あつせん機関の信販会社に払うわけでございます。そういう購入者がその割賦購入あつせん機関に加盟してある商店に行つて物を購入するわけでありまして、その場合に、はい、いわゆる割賦の問題は、今お話のように確かに購入者とチケット購入あつせん業者との間に割賦の問題が起つておる。しかし、その割賦購入の問題と相関連いたしまして、そのチケットによつて物を売つた加盟小売商の保護をする必要があるといふところで、いわゆる割賦販売とチケット販売とは関連するといふことで、この法案の中に規定をいたしたわけでありまして。

○近藤信一君 本法の三十条でチケット業者は金融面についていろいろと除外をすることになるわけですね。これはこの前衆議院議員にお尋ねしたことです。やはりこれを認めると悪弊があるといふことであつたが、現実にどんな悪弊が今までに出てきておるかといふことについて、御存じの点をお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(松尾金蔵君) 御承知のように現在このいわゆるチケットによる金融が行なわれておるのは、大体東京、大阪に限られておるのであります。これらの地域におきましては、本来このチケットは、先ほど申しましたような意味で、チケット発行機関である信販会社が発行をして、そのチケットを買ひ取つたといふは、チケットを受け取つた購入業者は、それに署名、捺印をして、しかも会員証を提示して物が買えるという意味の証書書類であります。証書書類であります。それ自体には何ら価値のない、従つて有価証券でもないわけでありまして、むしろ購入者の身分に付属して署名、捺印し、会員証を示して物が買えるという証券書であります。それを担保として金融をする、その金融の場合には、現在行なれておる形としては、当然そのチケットを金融業者が預かるわけでありまして、しかし、いざという場合には、貸付金が回収できない場合には、そのチケットを物に代へなければならぬ。あるいは必要な場合には適宜処分されても差しつかえありませんといふ特約を結んでおる、そういう本来のチケットの法律的性格と違つた、従つていわば法律上から言へば、無効の契約の形で金融が行なれておるといふところに、まず問題があると思ひますが、現実の問題としては、そのようなチケット金融をした場合に、その貸付金が回収されない場合には、そのチケットを買ひ集めにくるブローカーが多

いといふ場合も多いのであります。ブローカーの場合、そういうものを買ひ集めまして、もともとそのチケットは七掛とか八掛とかいふゆる安く金融されておるから、当然その券面金額より安くブローカーの手に一括渡されるわけでありまして、そのブローカーは、そのチケットをもつていろいろな商品を買ひ集めて、それをまた安く売るといふ非常に変態的なことが行なれておる。また、ある場合においては、そのチケットをさらに使いたいお客さんに転売をする、かりにそういうことになりましたら、チケットが転売と流通するといふ形になつて参ります。そうなりますと、現在の制度におきましても、貨幣類似の証券取り締まりにも触れるおそれがあるといふのが大蔵省の見解でございます。いずれにいたしましても、本来の用途以外にそういう金融措置にチケットが使われるといふことは、割賦販売の健全な発達上、重大な支障があるといふのが、私どもの考え方でございます。

○近藤信一君 ただいまの説明でわかつたような気がいたしますけれども、新聞等に、たとえば東芝のテレビが三万幾らというところで堂々と新聞広告をして売つてゐるわけですね。あゝいふのは、やはり今あなたが言われましたように、たとえばチケットを買ひ集めて、そしてそれをチケットによって商品を買ひ集めて、その商品を一括して売込んで、そこで協定値段といふのを大きく破つた電気用品といふものが売られておると私は思ふのですが、そういう弊害も出てくるのですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 今お話のテレビその他のいわゆる価格の非常に高

いものについてのディスカウント販売のものは、その全部のものがチケットと関係しているとは私も承知しておりません。むしろ問屋金融その他の関係でそういう事例がかなり多いといふふうに私も聞いておりますが、それにはやはりチケットの買ひ集めのものであるかと思ひます。現実にはチケットがブローカーの手に買ひ集められた、あるいはこれはすべての場合そうであるとは思ひませんが、たとえば洋酒でありますと、ウイスキーその他を買ひ集めて、それが町のバーその他に安く売られておるといふようなことを私も耳にいたしておりますが、まああまり高い商品には集中してないのではないかと思ひます。

○近藤信一君 しかれば、現在までに弊害として、どのような、たとえば大きな弊害があるか、あなたの方でわかつておりましたらお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(松尾金蔵君) 弊害という意味で、一番極端な例といふことを申し上げますと、御承知のように、競馬とか競輪の関係の新聞その他に、金融をいたします、チケットをいづつでも買ひますといふような広告がしばしば出ておるやうであります。この法案の全体の骨格の論議で、合理化審議会の流通部会におきまして、そういうようなことで、ことさらにチケットの金融をすることを業として、大々的な広告をして、競馬場その他の近くで当面金に困つてゐる者に金融をして、それを業としてゐるのは、いかにも不健全ではないかといふことあたりが問題の発端であつたのであります。これは最も極端な場合でありまして、それが、

以外にも今申しましたような本来の用途以外の金融を受けるためにチケットが発行されたり、転々流通されることが不健全な要素であると思います。

○近藤信一君 今までにわかつておる大きな弊害としては、競馬や競輪、そのりいうところに使われているという点が多い、こういうことでございいます

が、そこで、私どもはいわゆる競輪、競馬というものが、そういうところから悪用されておると、こう思いうけなんです。従って、私どもとしては競輪などは廃止すべきだ、こういう態度をきめておるわけなんです。競輪、競馬等がこのチケット業者等に悪用される、こういうことがあなたの方でわかつておれば、当然私は競輪、競馬等は廃止すべきだと思ふのですが、これはまたあとから本委員会にかかるとはなからうかと思ふので、そのときにまた議論になると思ふのですが、私どもとしては、今度のこの第三十条というものが、そういう点から出発したというふうにも聞いているわけなんです。この点は、ほかにまだ弊害があるけれども、おもなる弊害というところは、そういう競輪、競馬と、こういうことであるとするならば、これは政府はよく考えなければならぬと私は思うのですが、この点、通産大臣、まだ競輪の問題ではございせんが、あなたの御所見はいかがですか、参考のためにお尋ねしておきます。

○国務大臣(権名悦三郎君) 今問題になつてゐるようなケースは、まことにこれは困つたことで、あくまでこれは是正しなければならぬ問題だと思ふのであります。競輪、競馬の問題につきましては、調査会が設けられまして、

根本的にこれらの問題に関して慎重な審議が行なわれることになつておりますので、その結論に待ちたいと思つております。

○近藤信一君 次に、割賦販売に指定する商品として、どんなものをあなたの方ではお考えになつておられますか。

○政府委員(松尾金蔵君) この法案の第二条にも、この法律の適用される割賦販売の商品は政令で指定することになつておりますが、それはあくまで商品というところで、「耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品」ということでござい

ますから、たとえば耐久性を有しない燃料でありますとか、その他の消耗品でありますとか、あるいは飲食料品等にも割賦の行なわれているものがございますけれども、そういうものは耐久性云々の関係はございせんので、指定するところではございせん。また、「定型的な条件で販売するのに適する商品」ということになつてゐる、たとえば船舶でありますとか、鉄道車両のような注文生産によるようなものは、これはマスプロによつてある定型的条件で販売するに適しないものでありますから、そういうものも除外することになります。また、これは商品という意味で、商行爲の対象となる物品、動産を規定いたしておりますから、そういう意味で、不動産——現在行な

れておられます建物の割賦等は、この中には入れない予定でございいます。そのりいうものを除外いたしまして、現在割賦販売の行なわれております商品は、商品の分類の仕方としては、比較

的大まかな分類で現在行なわれておりますものは、おおむねすべて指定の中に取り入れるというつもりでござい

ます。○近藤信一君 動産が対象になつて、不動産は現在対象になつていない。そこで、動産でございすならば、いろいろあると思ふのですけれども、長期にわたる割賦販売というものもあると思ふのですが、この点の期限という問題については、何ら触れていないのですが、この点いかがですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 現在行なわれております割賦販売は、私どもの承知いたしておりますのでは、一番短いものが四ヶ月程度、長いものは一年を越えるものももちろんあると思ひます。大体の標準的なものは十ヶ月乃至一年ぐらゐだといふふうに聞いております。現在行なわれております割賦販売の対象商品の、何といひますか、耐用年数といひますか、使用得る期間をあまり越えるような長期の割賦の期間

は、これはもちろん不適当であると思ひますが、また同時に、家計の負担がらゐまして、まあ通常の経済常識で、今行なわれております十ヶ月ないし一年ぐらゐのところが、普通の割賦販売商品に適當な期間であらうと思ひます。あまり長い期間も適當でないで

ありまして、あまり短いのは割賦販売の本来の経済的機能を果たさないことになつてゐる、現在行なわれております割賦販売の期間は、おおむね私は適當なところではないかと思つて

おります。○近藤信一君 今行なわれている割賦販売のうちでも、二十ヶ月、二十五ヶ月というものがよく新聞などにも広告さ

れてゐるわけなんです、この点いかがです。○政府委員(松尾金蔵君) 私どもの調査によりますれば、今申しましたように、大部分のものが十ヶ月から一年くらいであります、たとえば乗用車とか、あるいは動力耕種機のような比較的高価なものは、やはり十五ヶ月ないし二年というようものがござい

ます。これは商品の性質上、当然それだけの使用期間に耐え得るものでありますし、値段もそれ相応なものでありますから、今申し上げましたのは、標準的なものを申し上げたわけであり

ますが、現在行なわれておりますのは、大体その経済的な価値判断に従つて、あまりそうしたものはないと思ひますけれども、今御指摘のようなまれな例として、新聞広告その他で非常に長い、その割賦販売商品の使用期間と比較して経済常識からみて非常に長過ぎるような割賦期間のものがございすれば、これはその実情を調査して健全な方向に持つていく必要があると思ひます。

○近藤信一君 割賦販売で物を売つた場合には、代金を受け取つていない、また金額が受け取れるかどうか疑問のこととございす。その場合、税の上では、物を販売するといふことは所有権が移転したときと考えられる。割賦販売については、金額を受け取つて品物の所有権が買手に移るときに物が売れたものと、こういうふうにお考えになるのですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 現在の民法の一般解釈として、代金の支払いが済まなくても、売買契約ができて、その当該商品を相手に渡せば、そのときに所有権が移るといふ解釈が比較的多い

ようであります。しかし、これはまた、割賦販売のように代金の完済が済まない間は必ずしも所有権の移転はないという説もあるようであります。現在

は、もちろん代金の完済が終われば当然問題はありますが、代金の完済以前においては、所有権の移る時期というものについては、おおむね所有権は移るといふ説の方が多いようであり

ますけれども、そうでないという説もありあるように聞いております。○近藤信一君 割賦購入あつせんと所有権移転の関係はどうなつておりますか。

○政府委員(松尾金蔵君) 割賦販売の場合には、先ほど申しましたように、代金の決済は、割賦購入のあつせん機関と——信販機関と購入者との間に行なわれます。そして加盟商店はそのチケットと引きかえに物を渡すわけであり

ますが、そのチケットと引きかえに代金を受け取る関係は、信販機関と加盟商店との関係になるから、その場合には、購入者と加盟商店との関係は、チケットと交換に商品を渡せば、そのときに所有権は移転してしまふといふのが現在の通常の解釈であると思ひます。

○近藤信一君 第七条の所有権留保の推定は、割賦購入あつせんの場合には適用されないで、購入あつせんでは、代金を全部支払つてしまわなくても所有権は移転するのだと思ふのですが、この点いかがですか。○政府委員(松尾金蔵君) ただいま申しました割賦購入あつせんの場合には、代金の支払い云々の関係は、購入者と加盟商店との間には起らないで、信販機関と加盟商店との間に、い

わゆる代金支払いの問題が起つて参ります。従いまして、第七条の規定は購入者と割賦販売をする者との間の代金支払い義務の關係が起る場合だけの適用でございまして、チケットによる場合は普通の現金販売の場合と同じことになっており、第七条の適用はないということでありまして。

○近藤信一君 割賦販売が流行するためには、信用制度が確立していなければならぬと思ふんです。信用の薄いところへは割賦では売れない。日本では個人の信用調査があまり行なわれていないのですが、これができないと割賦販売が盛んにならないと私は思ふのですが、その点いかがですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 御指摘の通りでございます。まあ日本は、わが国の場合は、割賦販売は現在まだだんだん伸びつつありますけれども、諸外国に比べて、まだまだ初步の段階にあると思ひます。割賦販売が非常に伸びております。欧米諸国の例では、今御指摘の消費者の信用調査機関が相当発達いたしております。そのための会社なり、その他かなり大規模なものが発達いたしております。割賦販売業者はそういう信用調査機関を利用しておるといふのが実情でございますが、日本の場合にはそこまでのところはまだ今後の問題であらうと思ひます。従いまして、現状では割賦販売業者がある程度相互に何と申しますか、悪質の購入者としていざれつきのようにな者がかりにありまして、その辺は相互に通報し合うという程度の現状にとどまっております。いずれ将来の問題として信用調査機関を何らかの形で整備をしていく。これも政府がいきな

り信用調査機関を作つてやるというよりなものではなくて、やはり割賦販売業者がそういうものを利用したい、またそれには割賦販売業者が自分たちの情報も進んでその信用調査機関に提供をするというふうな、業界のいわば自主的な盛り上がりつつある中でだんだん信用調査機関というものが育つていくのであらうというふうな期待いたしております。

○近藤信一君 その信用調査が十分でない、割賦販売を業とする中小企業です。これは大きな被害をこうむる場合があるのです。この場合の補償というふうなことがなかなかついては、どのように考えておられますか。

○政府委員(松尾金蔵君) 現在日本で若干の保険会社に割賦販売に関する保険がございすけれども、これは割賦販売にかかると商品が何らかの不測な事態でまあ滅失、損失をしたような場合に、そういう事故に対してだけの保険であります。しかし、今御指摘のように、そういう場合だけではなくて、いわゆる貸し倒れ原因に対する何らかの保険作用を設けることが必要であるというところは、ほかの国の例を見まして、そういうことを今後の問題として検討しなければならぬと思ひます。ただ、現実には日本の場合には割賦販売が全体の信用保険にかけられるほど、つまりコンマーシャル・ベースで信用保険が成立するほど、それほど広く行なわれているという状態ではまだないのではなからうか。今後割賦販売がだんだん広く行なわれるに従いまして、信用保険の範囲は広くなればなるほど保険として採算がとれるわけでございますから、そういう時期を待つて信用そ

のものを対する、貸し倒れそのものに対する保険を将来の問題としては考えなければならぬと思ひます。

○近藤信一君 本法が施行されますれば、これは割賦販売を奨励するような法律でございまして、相当割賦販売というものは隆盛になつてくると私は思ふのです。やはり本法を政府が提案されると同時に、そういう保証保険というふうなものもあわせて考慮すべきだと私は思ふのですが、今、局長は、将来そういうことを考えていかなければならぬ、こう言つておられますけれども、将来とは一体次の国会か。次の国会——臨時国会があれば臨時国会、それとも通常国会というふうなときに、何かお考えありますか。

○政府委員(松尾金蔵君) 今御指摘のございまして信用調査の問題でありまうとご保険の問題等は、割賦販売の秩序維持のあとに同時に起つてくる政策として当然私も考えております。先ほど申しました産業合理化審議会の流通部会におきまして、引き続きこれらの問題を検討いたしておりますが、先ほど私、割賦販売に関する信用保険は、信用保険としては現在まだ行なわれていないと申し上げましたが、これは私ついでに申し上げておりました。つい最近二、三の社でそれを始めることになつて開いております。もちろん、まだ早々のことでございますが、初めから大きな規模ではないと思ひますが、保険会社としても、そういうことに若干手をつけたという気分にあるやうであります。

とあなたの方では考えておられますか。

○政府委員(松尾金蔵君) 最終的にはやはり割賦販売を利用する消費者の選択によることになつておられると思ひますけれども、御承知のように、日本の場合は、いわゆる耐久消費財のほかに着物でありますとか洋服でありますとか、ある場合には靴下のようなものまでもあわせて割賦販売が行なわれておられるやうであります。しかしこれはほかの国の例で言いますと……日本の場合には割賦販売の商品の範囲がやや広いような傾向を示しておりますが、これは日本の消費者がそういう選択をしたのであります。つまり、割賦販売に本来一番なじみやすいということになりますれば、やはり相当期間使用に耐える——やはり耐久性のあるものであつて、しかもその価格も一時払いでは購入しにくいようなものというのが本来割賦販売の制度になじみやすい商品であると思ひますが、まあこれは、ある何か特別な方法で範囲を限定しようというやうな考えは現在持っておりません。やはり消費者が現実にはそういうものを好んで利用されるなら、しかもその結果が健全でございまして、私どもはそれでけっこうだと思つております。

○近藤信一君 最後に御尋ねしておきたいのですが、有名品のメーカーの多くは大企業が多いと私は思ふのです。そういうことは、この割賦制度の確立というところは、大企業に非常に有利であつて、中小企業にとっては私は不利だと思ふのです。消費者に保護されまして若干のおこぼれの利益はございすけれども、やはり何といひますとも割賦販売がどんどん盛んになつて参りますれば、いわゆる製造の面においても、大企業が有利で中小企業はやはり不利だ、そういういたしますと、この割賦販売法というものは、大企業のために用意されたというふうな誤解も私は生ずると思ふのですが、この点、あなた方は、どのようにお考えになつておられますか。

○政府委員(松尾金蔵君) 現在行なわれております割賦販売の商品の種類を大體してみますと、今お話のように比較的有名商品、従つて、大メーカーの商品が多いというところは、その通りでございます。もちろんその例外もたくさんございまして、そういう傾向は確かにあると思ひます。しかし、そういうことによつて、商品そのものは、やはり傾向を持っておりますけれども、現実には割賦販売に従事しておりますわゆる割賦販売商店、これをとりましますと、これはもう大部分の場合が、中小小売商であります。もちろん例外的に大メーカーが、その別の商事会社を作つて、そこで割賦販売をしている例もございすけれども、そういう場合でも、そういう大メーカーが割賦販売のための商事会社を別に作りまして、現実の販売としては、それぞれ傘下にいわゆる代理店なり特約店を設けて、私どもの調査でも、全国で大体、大きなメーカー筋でございまして、五千店くらいのいわゆる小売商を特約店として抱いておられるやうであります。そういうことを考えますと、いわゆる割賦販売の商業面では、小売商が大半を占めておられる。しかし、同時に、そこで販売されておりますものは、御指摘のように有名商品が多いと思ひますが、これは割賦販売という形で、初め

て有名商品が売れるということよりも、経済の実勢なり、消費者の選択性向がそういうことを示しておるのだというふうには私どもは考えております。

○近藤信一君 あと一点お尋ねします。やはり割賦販売が盛んになって参りますと、それに伴いまして過当競争が私は激しくなると思うのですが、この点いかがですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 過当競争という言葉の程度いかんにも異なりますけれども、現在でも御承知のごとく、町のあちこちにありましていわゆる割賦商店の間にも、かなり過当競争といえます。従つて、まあいわゆる商業なり、販賣店としては、適正な競争なり、あるいは若干その度をこえる程度の競争が行なわれることは、むしろ商売の常道でよろし、問題は、その場合に頭金をあまり小さくしたり、あるいは割賦販売の期間をあまりに長くし過ぎて、そのためにその割賦販売の対象商品との間に不健全な結果を生むことがないように、そこまでのことは、健全な割賦販売のためには必要であると思ひますが、そこまでの以前の問題で販賣競争が行なわれることは、私どもは別段差しつかえない、むしろ商売の常道としては、そうあるべきだといふふうに考えております。

○阿具根登君 一、二点質問いたしますが、生活協同組合、それから農業協同組合、何々協同組合、会社の売店、こういうようなものが、これから除外されておられますか、これはどういふふうに考えておられますか。

○政府委員(松尾金蔵君) 今御指摘にございました場合は、いずれもいわけ

る組合共同体と申しますか、そういうことで、組合と組合員の間は共通の目的で、利害相反しないということが建前になっております。この法案で利害調整をやっておりますものは、購入者と割賦販売業者との間に、もともと経済的利害の対立があるという前提で、その間のトラブルを少なくするように、ということを目的にいたしてありますので、そういう共同目的のためにも、限られた組合員同士の、組合による組合員相互間の問題は、この法律の適用から除外をした建前でございまして。

○阿具根登君 そうですね、大きな商社が非常に安い値段で、割賦でしか直接これを販売する機構を持つてくる。そういういたしますと、こういう共同機関は、ほとんど締め出しを食つてくる。結局、私はそのために、今日までやつておる営業が非常に大きな打撃を受けてくる、こういうことが考えられると思うのですが、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(松尾金蔵君) 現在協同組合その他で、割賦販売は必ずしもあまり広い範囲では行なわれていない、むしろ私どもは承知いたしておりますが、今後それらの組合で組合員を相手に組合の事業として割賦販売が行なわれますことは、もちろんこの法律の規制そのものは受けませんけれども、組合員が、そういう目的で組合の運営をやつていこうというのを考えれば、それで十分なものではないかと思ひます。もちろんその周囲に、組合が十分育たないうちに、大きな割賦販売がどんどん行なわれていくということになりますと、確かに御指摘のように、組合の事業との関係で摩擦があるのではな

いかという点はございますが、これは、この法律の目的自体が、先ほど申しましたように、そういう割賦販売を特に奨励するとか、そういう種類の割賦販売を抑制するということではなくて、一に割賦販売業者と購入者との間のトラブルの防止、秩序維持ということを建前にいたしてあります関係から、法律の建前としては、この法律の規定は、組合の事業にはなじまないということにならざるを得なかつたのであります。

○阿具根登君 では小売業者と割賦販売業者との間の不合理を取り除くのだと、こゝろおっしゃるけれども、そのために、今度は、こういう協同組合との間の不合理が出てくるわけですか。一方の不合理を取り除くために、より弱い組織を不合理にしておいて、これじゃあまりに勝手過ぎると私は思うのです。

○政府委員(松尾金蔵君) 割賦販売完全体に対する将来の政策問題といたしまして、こゝろいふものが健全に育つていく方向にあれば、それをもつと、先ほど来問題が出ておりますような信用調査機関でありまして、あるいは信用保険、あるいは税制上の優遇、あるいは割賦に対する金融問題、そういうことと、健全な方向にいくものは大いに育成すべきだという事態が、これは現在私どもが、先ほど申しました合理化審議会の資金部会で審議中でございまして、そういう問題に触れて参りますれば、この法律の問題とやや問題を異にいたします。

従ひまして、そういうときに、今までの組合関係の割賦販売について、同じような援助といひますか、奨励策をとるべきではないかということは、これは別個の問題で、その間に、私どもは双方の区別をする理由はないといふふうに考えております。

○阿具根登君 これが実施されれば、そういう不合理が出てくるということ、これはもうわかつておるので、非常な被害を受ける、そういうことになれば、これと同時に、やはりこれの保護策を考えなければならぬと私は思うのです。出てきてからでは、大メーカーならいざ知らず、こゝろいふところでは、もう出てきたときにはほとんどお手上げだ、こゝろいふ非常に零細な人たちが組合を作つておるのであるから、力が弱い。だから、こゝろいふ大メーカー、こゝろいふものを守る前に、まずこゝろいふ人たちの保護をしてやるべきだろうと私は思うのです。

それを逆に、こゝろいふのが出てきたから非常に大きな商社等は、これで安定してくるのではありません、あるいは小売業者も一部安定してくるかも知れませんが、しかし中小企業は、これを作られた場合には、一応はそれがおつたのですね、たしか。それがやつと問題になつてきてから、中小企業の問題も考えられてきたということになつてくれば、今度は関連して、こゝろいふものも何か保護策を考へるのだということに何かなければ、私は逆になるのではないかと申すのですが、何かこの後で、直ちにそういう機関でも調査されて、保護策を立てるお考えはあるかどうか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾金蔵君) 先ほど申しましたこの問題の検討を引き続き続け参ります意味で、流通部会で割賦販売に関する全体の政策と申しますか、かりに健全な方向にいく割賦販売を優遇、助長するということでありますれば、その際の考え方は、いわゆる商人のやりやすさのも組合等のやりやすさのも、区別する理由はないと思ひます。

ただ、私どもの現在までの調査では、組合等で割賦販売が行なわれておりますものは、あまり多くないといふふうに聞いておりますけれども、この辺も、よく実態を調査いたしまして、そのような、今御指摘のような不合理な結果が生じないように十分運用して参りたいと思ひます。

○吉田法晴君 今の阿具根委員の質問に関連して一点、もう一つ伺いたいのですが、生活協同組合等の場合は、八条の四号のイというわけですか。「組合並びにその連合会及び中央会ですか。」

○政府委員(松尾金蔵君) その通りでございます。

○吉田法晴君 そうしますと、協同組合もだし、あるいは農協等についても問題だということになるわけですね。そうすると、実際には協同組合の場合についても、月賦というかも、あるいは割賦販売が行なわれておつても、この法律は適用はできない。それを流通部会等で研究をして、同じような保護をいいますか、法律関係での規制方法を研究し、必要であれば実施をしたい、こゝろいふ御答弁ですね。

○政府委員(松尾金蔵君) 先ほど申しましたように、組合と組合員との間のトラブルの問題には触れませんけれども、将来割賦販売全体について優遇策、奨励策等を講じて参ります際に

は、同じ割賦販売である限りは、組合等の問題もあわせて、そして一緒に処理していくようにしたいと思います。

○吉田法晴君 これは通産省あるいは企業局等で、生産者あるいは商店といいますが、等から月賦、割賦等を通じて買ひやすきように、しかもその間にトラブルが起らないようにというところが、この法律の目的だと思ひますが、そうすると、その通す取り扱ひ業者が何であるかということ、これはまあ問題にならぬと思ひます。従つて、一応第八條で、国だとか、あるいは輸出取引引きによる割賦販売云々というところで、これは、輸出業者を圧迫するといふ点で除かれてゐるのは、当然だと思ひます。四のイ等については、除かれた精神が那邊にあるかといふ点を伺ひたいんです。それは、どういふ理由ですか。

○政府委員(松尾金蔵君) この法案の内容をいたしますところは、割賦販売業者と割賦による購入者との間に、長期にわたる契約でございますから、当然その間に、経済的な利害関係の対立期間が長い。つまり商人とお客さんとの間に経済的な利害の対立関係がある。それがかなり長期にわたるから、特にこの場合には、そういうことの少ないように調整をしたい、トラブルの少ないように秩序維持をしたいということでありまして、つまり双方の間に、経済的な利害の対立があるという前提で条文は規定されております。

それに対して組合の場合には、本来、組合員が共同して組合を構成して、共同目的のためにある事業をやるというものです。その組合が、組合員の不利になるようなことをはかるは

ずありませんでしようし、組合は、また組合の事業をより立てていく建前になつておるという意味から申しますと、組合と組合員の中のこの関係は、ここで言つております割賦販売業者と一般の購入者との間のような経済的な利害の対立がない、従つて、その間の調整については、特別なこの各条項を適用するのは適當ではなからうといふことで、そういう意味から、これを組合等の場合には、適用除外をいたしたのであります。利害の対立を前提とした秩序維持という点からはずしたのであります。先ほど申しましたように、別途割賦に対する全体の奨励策、助長策というやうな問題になりますれば、これは別途の問題でありますから、その間には、組合の場合と一般の場合を区別する必要はないといふことに相なるかもしれません。

○吉田法晴君 利害の対立を前提にして云々といふのですけれども、いわば物品の授受、それから割賦すべき必要がある云々、それから購買者といひますか、物を買ひあつてからいひますと、組合員である、あるいは労働者、勤労者、あるいは大衆需要者といふ点からいへば同じです。利害の対立がないからという理由ではずされると、生活協同組合の組合員に対して、おそろく相当に大企業が多いと思ひますが、それが組合と組合員との関係の中に入り込むという可能性は、これは現実にあるわけですね。従つて、関係が同じだから、その関係をやっぱり保護すべき必要は同様にあるんだと思ひますから、やつてみて必要があるといふことであれば、考へるというものでなしに、もっと積極的に、組合の場合について

も、同じやうな取り扱いができるやうに検討願ひたいといふことを要望いたします。

それから先ほど近藤さんから御質問になりました七条の所有権に関する推定の問題、衆議院の修正者の何と申しますか、説明の際にちよつと聞ひたいんですが、先ほど松尾局長の説明を聞いても、どうもその辺がわかりません。そのところだけお尋ねしたいんですが、どうして、こゝういふ条文を設ける必要があるのか、その辺が納得できない。民法の即時取得の条文によると、善意無過失で動産が授受されたら、そこで所有権は移転すると普通考へる。従つて、品物が移されると大体所有権は移転するといふのが多くの考へ方だと思ひます。で、全部の代価を支払ふなければ所有権は移転せぬのだといふ推定は、それはすることはできません。できるのは、しかし、なぜかといふふにしなければならぬが、実際に所有権が移転しておるの、契約によつて行なわれてゐるでしよう、あるいは全部支払ふなければ移転しないといふ契約もある、あるいは半分支払つたら移転するといふ契約もあるでしよう、そして、全部支払ふなければ移転しないといふ契約が圧倒的に多いといふやうに私は思ひます。私も、まあ月賦、それはそのときの契約、これは法契約になるかもしれませんけれども、契約にまかせればよいことであつて、法文で、全部の支払いが済まなければ、所有権は移転しないんだ、あるいは留保されておるものと推定するといふ条文を特に設けることは、販売業者の保護に片寄るんではないか、こゝういふ気がするんです。

契約にまかせないで、初めから条文にうたつた理由は、どういふことですか、その必要はないんじゃないかと思ひます。

○政府委員(松尾金蔵君) この第七条の規定は、まあ推定規定でございますから、今お話のように、別途契約がございしますれば、もちろんその契約に従ふと、その意味では契約にまかせてあるともいへると思ひますけれども、しかし当事者間に、何ら所有権の移転の時期について約束がなかつた、特約がなかつたといふ場合に、トラブルが起る可能性があるわけでございします。その際に、先ほど申し上げましたように、現在の民法の一般解釈からいいますと、代金支払いが済んでいない状態において所有権が移転するの、どうかといふことについて、若干の疑義がございします。その場合には、特約がなければ、つまり当事者間の契約にまかせれば、一応、所有権は代金が完済していない場合においては、売り主の方に残つておるといふふうに推定をしてあげようといふところに踏みとどまつておる考へ方でございます。

○吉田法晴君 特約があれば、特約に従ふといふことですけれども、しかしそれは、民法の一般原則で、契約があれば契約に従ふ、ところが、これは特約をここでうたつた、これと違つた契約をした場合に、その効力と、それからこの条文の効力と、これは争われま

す。争われるが、実際問題として、これは特約であるだけに、こつちが優先をすると考へるし、考へられがちでし

られれば、ほとんど契約といふものは、こゝういふことになつてしまひます。全部払つてしまふなければ、所有権は移らぬのだと、そういう意味で条文を規定しなければ、一般原則になり、あるいは債権が残つておる、その債権の担保として物が対象になるのだと、こゝういふあれですけれども、それをこして、こゝういふ規定を作れば、これは販売業者のやはり保護に片寄る法上の推定規定ですから、契約に優先する結果になるんじゃないですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 私どもの調査では、現在割賦販売の行なれております大部分のものには、契約条項の中に所有権留保の特約があるやうであります。従ひまして、かりにそういう状態であれば、その上に、わざわざまた所有権留保の推定規定は必要はないんじゃないか、大部分の場合に、こゝういふ特約があるんじゃないかといふことは、確かに問題であります。私どもの方も、この条項の検討には、その辺のところも検討いたしましたけれども、しかしやはりすべての場合に、こゝういふ特約があるとは限りませんし、またこゝういふ特約条項を入れた契約証書を必ずしもかわさないで、特に先ほど申しましたやうに、割賦販売業者、しかも小さな業者が、互いに競争をしておりますから、お客さんに対して契約書を渡し

て記名捺印をして下さいといふことを言ひにくい場合が、かなりあるやうであります。こゝういふ割賦販売の場合には、所有権の留保の特約がない状態に、いずれとも判定のつかない状態に置かれる場合があるわけでありま

方は、もう占有権を取得しておりますから、使用収益に何ら差しつかえございせん。もしその商品について、第三者が攻撃をしてきた場合、あるいは購入者が何らかの悪意をもって、他に処分をしようとした場合、そういうような場合に、販売業者の方の保護に必要というための、いわば念のための規定規定であるという趣旨で、この規定を入れたつもりでございます。

○古田法晴君 購入者が悪意の場合、あるいはたとえ競売だとか何とかという場合には、これは販売者を保護するに役立つ、これはもうわかります。そういう意味においては購入者よりも販売業者の方が、この条文では優先的に考えられている。またあなたは、契約が別であれば云々と言われますけれども、所有権に關する規定と、それから契約の効力と比較すれば、やはり所有権に關する規定の方が優先するでしょう。そうすると別に契約の定めるところによつての云々云々といふ、あなたの説明は、契約が別にある場合に、この条文がどう働くかといふと、契約に従わなければ、この条文が生じると私は考えるのです。

そういう意味において、やつぱりこの条文は、販売者の保護に片寄っているような気がいたします。

○政府委員(松尾金蔵君) 確かにこの第七条の規定は、販売業者の保護に重点を置いた規定でございます。この法案全体とすれば、むしろ消費者保護、購入者保護に規定の大部分が重点が置かれていますが、第七条は、今御指摘のように、特約をしていない状態で、従つて所有権移転の時期について疑義がある場合に、第七条の規定が働

いてきて、その場合に販売業者の方を保護するための規定だということとで、まあこの条文、この法案全体といつたしまして、販売業者保護に重点を置いた規定は、唯一の規定と申しますか。規定になつておる建前でございます。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○樺葉夫君 私は日本社会党を代表して、衆議院送付の修正案を含めて賛成をいたします。ことに第一条の目的に追加して、「この法律の運用にあつては、割賦販売を行なう中小商業者の事業の安定及び振興に留意しなければならぬ。」このように目的に追加をし、さらに原案にござりました公聴会の規定を削除いたしまして、三十六条から四十二条にわたつて割賦販売審議会の条章を設けております。この運用にあつて、特に十名の委員を産産大臣が指名をされて審議を設け、その審議会の活動によつて、この運用の足らざる点などを補充していこうという趣旨などがござります。それに加えて付帯決議をさらに付して、割賦販売審議会の委員の中に、一般小売業者並びに消費者の代表をそれぞれ任命をすることを決議をもつて望み、また、一般小売業者の行なう割賦販売に対しては、税制上、金融上の特別優遇措置を検討されることを望み、消費者の利用に供するため消費者金融の道も検討されたい、さらにまたこの割賦販売の施行にあつては、信用保険制度等の整備

も行なうべきであるというよりな意味の付帯決議を付しておられます。私どもの懸念しておりましたこの数点にわたつて修正が加えられておりますので、これ以上付加することはないと思いますが、特にこの審議会の委員の任命にあつては、一般の小売業者並びに消費者の代表を、それがついでにおるから一名ずつ入れたら、それでいいのだというよりなことではなくて、この法案の全体の修正の趣旨に沿つて運用されることを強く望み、この法案に賛成の意を表明いたします。

○川上為治君 私は自由民主党を代表して、衆議院の修正を含めて、本法案に賛成いたします。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本家に賛成の方は、挙手を願ひます。

「賛成者挙手」

○委員長(鈴木幸弘君) 全会一致と認めます。

よつて本家は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましても、慣例により、これを本委員長に御一任願ひたいと存じます。

○委員長(鈴木幸弘君) この際、諸願の取り扱いに關してお諮りいたします。

ただいま本委員会に、かんがい排水用電気料金値上げ反対に關する諸願外百十件の諸願が付託されておりますが、その審査の方法について、御意見があればお伺ひいたします。

○川上為治君 本国会も、会期ももう少しなくなつておりますし、また審議を要する議案も多数残つておりますので、諸願の審査につきまして、理事會において十分御検討願ひ、その結果を委員会に御報告をいただいた上で、委員会において審議することとしたらどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長(鈴木幸弘君) 諸願の審査につきまして、ただいまの川上委員の発言通り取り扱うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木幸弘君) 御異議ないと認めます。

よつて、さうに決定いたしました。

○委員長(鈴木幸弘君) 次に、継続調査要求に關する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会において調査を進めております経済の自立と発展に關する調査を、閉會中も継続して行なうこととし、本院規則第五十三条により継続調査要求書を提出することとしたし、たいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木幸弘君) 御異議ないものと認めます。

よつて、さうに決定いたしました。

なお、要求書の作成及び手続等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。

○委員長(鈴木幸弘君) 委員派遣承認要求に關し、お諮りいたします。

今期国会の閉會中、経済の自立と発展に關する調査のため、委員派遣を行なうこととし、本院規則第八十条の二の規定により、議長に要求書を提出することとしたし、たいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木幸弘君) 御異議ないものと認めます。

よつて、さうに決定いたしました。

なお、派遣委員の選並びに要求書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

ちよつと速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めて下さい。

今日は、これにて散會いたします。

午後四時五十七分散會

六月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、非鉄金屬価格安定臨時措置法案(衆)

一、地下資源開発株式会社法案(衆)

非鉄金屬価格安定臨時措置法案

非鉄金屬価格安定臨時措置法

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 安定価格及び需給計画(第三条・第八条)

第三章 非鉄金屬審議會(第九條・第十二條)

第四章 日本非鉄金屬販売公団

第一節 通則(第十三條・第十四條)

第二節 役員及び職員(第二十條・第三十條)

第九部 商工委員会會議録第二十九号 昭和三十六年六月七日【參議院】

七

第三節 業務(第三十一条・第三十二条)	内産の鉄石から製錬する非鉄金属の最低価格であつて、非鉄金属の生産条件その他の経済事情を考慮して定めるものとする。	三 当該年度において日本非鉄金属販売公社が輸入する非鉄金属(スクラップを含む)の数量	2 日本非鉄金属販売公社は、前項の規定により製錬業者から買い取るべき非鉄金属の数量については、毎年、製錬業者との契約で定めるものとする。	(組織) 第十条 審議会は、委員十人以上で組織する。 2 委員は、次に掲げる者につき、通商産業大臣が任命する。 一 非鉄金属につき鉄工業を営む者を代表する者 四人以内 二 労働者を代表する者 二人以内 三 非鉄金属を原材料として事業を営む者を代表する者 二人以内 四 学識経験のある者 二人以内 3 委員は、非常勤とする。 (会長) 第十一条 審議会に、会長を置く。 2 会長は、委員が互選する。 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する者がその職務を代理する。 (通商産業省令への委任) 第十二条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。
第四節 財務及び会計(第三十三条―第四十四条)	3 第一項第二号の安定上位価格は、非鉄金属を原材料として使用する関連事業を保護するため日本非鉄金属販売公社が買い取る国内産の鉄石から製錬する非鉄金属の最高価格であつて非鉄金属の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。	四 当該年度において日本非鉄金属販売公社が販売する非鉄金属(スクラップを含む)の数量及びその販売価格	3 製錬業者は、その製錬した非鉄金属を日本非鉄金属販売公社以外の方に売り渡してはならない。ただし、輸入鉄石から製錬した非鉄金属を輸出する場合は、この限りでない。	
第五節 監督(第四十五条・第四十六条)	4 通商産業大臣は、第一項の規定により安定価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。	3 前項第一号の価格は、第三条第一項第一号の安定下位価格以上で、かつ、同項第二号の安定上位価格以下の範囲内において非鉄金属の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。	4 日本非鉄金属販売公社以外の者は、非鉄金属(スクラップを含む)を、以下次条において同じ。を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。	
第六節 補則(第四十七条・第四十八条)	4 通商産業大臣は、第一項の規定により安定価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。	4 第二項第二号の価格は、輸入鉄石の価格、製錬に要する費用、製錬業者の利潤その他の経済事情を考慮して定めるものとする。	5 日本非鉄金属販売公社以外の者は、製錬業者からその者が製錬した非鉄金属を買い受けてはならない。	
第七章 雑則(第四十九条)	4 通商産業大臣は、第一項の規定により安定価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。	5 第二項第四号の価格は、国内における非鉄金属の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。	(輸入業務の代行) 第八条 日本非鉄金属販売公社は、非鉄金属の輸入の業務の全部又は一部をその指定する者をして代行させることができる。	
第六章 罰則(第五十条―第五十五条)	2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。	6 第三条第四項の規定は、第一項の場合に準用する。	第三章 非鉄金属審議会 (設置及び権限) 第九条 通商産業省に、非鉄金属審議会(以下「審議会」という。)を置く。	第四章 日本非鉄金属販売公社 第一節 通則 第十三条 日本非鉄金属販売公社は、非鉄金属の価格の著しい変動の防止に寄与するため、非鉄金属(スクラップを含む。以下この章及び次章において同じ。)の一手買取、一手輸入及び売渡しの事業を営むことを目的とする。
附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、非鉄金属の価格の著しい変動を防止するため非鉄金属の安定価格及び需給計画を定め、その買取機能を設ける等の措置を講じ、もつて非鉄金属に係る鉄工業の安定に資することを目的とする。	2 需給計画に定める事項は、次のとおりとする。 一 当該年度において国内産の鉄石から製錬する非鉄金属の数量及び日本非鉄金属販売公社のその買取価格 二 当該年度において輸入鉄石から製錬する非鉄金属の数量及び日本非鉄金属販売公社のその買取価格	第七条 国内における製錬業者が製錬した非鉄金属は、日本非鉄金属販売公社が買い取るものとする。	2 審議会は、通商産業大臣の諮問に応じ、非鉄金属(スクラップを含む。以下次条において同じ。)の需給及び価格の安定に関する重要事項を調査審議する。	
(安定価格) 第三条 通商産業大臣は、非鉄金属審議会の意見をきいて、次の安定価格を定める。 一 国内産の鉄石から製錬する非鉄金属の国内における安定下位価格 二 国内産の鉄石から製錬する非鉄金属の国内における安定上位価格 2 前項第一号の安定下位価格は、国内の金属製業を保護するため日本非鉄金属販売公社が買い取る国内	第五条 通商産業大臣は、毎年度、当該年度開始前に、非鉄金属審議会の意見をきいて、国内において使用される非鉄金属(スクラップを含む)の需給計画(以下「需給計画」という。)を定めなければならない。	第六條 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、非鉄金属審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。	2 審議会は、通商産業大臣の諮問に応じ、非鉄金属(スクラップを含む。以下次条において同じ。)の需給及び価格の安定に関する重要事項を調査審議する。	

(法人格)

第十四条 日本非鉄金属販売公団
(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第十五条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十六条 公団の資本金は、二十五億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第十七条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)

第十八条 公団でない者は、日本非鉄金属販売公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第二十条 公団に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十一条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第二十二条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第二十三条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権

問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第二十五条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(業務の範囲)

第三十一条 公団は、その目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 非鉄金属の一手買取(輸入を含む。)及び売渡

二 前号の業務に附帯する業務(業務方法書)

第三十二条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(役員の兼職禁止)

第二十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十七条 公団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第二十八条 理事長は、理事又は公団の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十九条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第三十一条 公団は、その目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 非鉄金属の一手買取(輸入を含む。)及び売渡

二 前号の業務に附帯する業務(業務方法書)

第三十二条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第三十三条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十四条 公団は、毎事業年度、第五節第一項に規定する概算計画に基づいて予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十五条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

(財務諸表)

第三十六条 公団は、毎事業年度、

財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつ

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十八条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をするることができる。

2 前項の規定による短期借入金

は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金

額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付け等)

第三十九条 政府は、公団に対し長期又は短期の資金の貸付けをすることが出来る。

(債務保証)

第四十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の債務について保証することが出来る。

(償還計画)

第四十一条 公団は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第四十二条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(通商産業省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、公団の財務及び会計に

関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

第四十五条 公団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第四十六条 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則

(解散)

第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第三十二条第一項、第三十四条、第三十八条第一項若しくは第二項ただし書又は第四十一条

の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十二条第二項又は第四十四条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

三 第三十六条第一項又は第四十三条の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第四十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、非鉄金属につき鉱工業を営む者若しくは非鉄金属を原材料として事業を営む者に対し、必要な事項の報告をさせ、又はその職員をしてこれらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。

2 第四十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第六章 罰則

第五十条 第七條第三項、第四項又は第五項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しく

は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十条又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十七條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第五十五条 第十八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(廃止)
第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(公団の設立)
第三条 通商産業大臣は、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第三條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に日本非鉄金属販売公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合にお

いて、第十八条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第七条 公団の最初の事業年度は、第三十三条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十四条中「事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(通商産業省設置法の一部改正)
第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

7 鉱山局に、日本非鉄金属販売公団監理官一人を置く。

8 日本非鉄金属販売公団監理官は、命を受けて、第十三条第五号に規定する事務を行なう。
第十三条に次の一号を加える。
五 日本非鉄金属販売公団に関すること。

第二十五条第一項の表中重油ボイラー規制審議会の項の次に次のように加える。

非鉄金属
び価格の安定に関
する重要事項を調
査審議すること。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「産炭地域振興公団」の下に、「日本非鉄金属販売公団」を加える。

(資金運用部資金法の一部改正)
第十一条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 日本非鉄金属販売公団に対する貸付け

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第十二条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 日本非鉄金属販売公団に対する貸付け

(所得税法の一部改正)
第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の十一 日本非鉄金属販売公団

(法人税法の一部改正)
第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「産炭地域振興公団」の下に、「日本非鉄金属販売公団」を加える。

(登録税法の一部改正)
第十五条 登録税法(明治二十九年

法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第一号ノ十一の次に次の一号を加える。

一ノ十二 日本非鉄金属販売公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の一部改正)
第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ八の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ九 日本非鉄金属販売公団ノ為ニスル証書、帳簿

(地方税法の一部改正)
第十七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「産炭地域振興公団」の下に、「日本非鉄金属販売公団」を加える。

地下資源開発株式会社法案
地下資源開発株式会社法

(会社法の一部改正)
第一条 地下資源開発株式会社は、地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

(事務所)
第二条 地下資源開発株式会社(以下「会社」という)は、本店を東京都に置く。

2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

(株式)
第三条 会社の株式は、額面株式とする。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる

株式を保有していなければならない。
3 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)
第四条 会社以外の者は、その商号中に地下資源開発株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)
第五条 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)
第六条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)
第七条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)
第八条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 探鉱(石油及び石炭の探鉱を除く)。
二 委託に基づく探鉱(石油及び石炭の探鉱を除く)。

三 前二号に附帯する事業

2 会社は、前項の事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において、通商産業大臣の認可を受けて、その保有する探鉱用機械の貸付けの事業を営むことができる。

(事業計画等)
第九条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)
第十条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産(鉱業権を除く)を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(鉱業権の譲渡等)
第十一条 会社は、鉱業権(共同鉱業権の持分を含む。以下同じ)を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲渡又は譲受けの相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、鉱業権を放棄し、又は探鉱権に抵当権を設定しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債及び借入金)
第十二条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)
第十三条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最

終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少ない額の二倍をこえてはならない。

(政府所有株式の後配)

第十四条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一

一条の規定にかかわらず、毎營業年度における配当をすることができ、利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益の配当をすることを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合をこえて利益の配当をすることは、その割合をこえて配当することができ、利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、政府の所有する株式に対しては四の割合で配当しなければならない。

ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の八の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

(定款の変更等)

第十五条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十六条 会社は、毎營業年度経過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十七条 会社は、通商産業大臣が

この法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(協議)

第十八条 通商産業大臣は、第三項、第九條から第十二條まで又は第十五條(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の總数を変更するものに限り)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十九条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当

の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十一条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十三条 次各号の一に該当する場合に、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三條第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第九條の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

三 第十條の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

四 第十一條第一項の規定に違反して、営業権を譲渡し、又は譲り受けたとき。

五 第十一條第二項の規定に違反して、営業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定したとき。

社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

七 第十六條の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

八 第十七條第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十四条 第八條第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

3 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 設立委員は、附則第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の總数のうち、政府の引き受ける株式及び附則第七項の規定により北海道地下資源開発株式会社株式の株主の引き受ける株式以外の株式につき、株主を募集しなければならない。

6 北海道地下資源開発株式会社は、会社の設立委員の任命後二月以内に商法第三百四十三條に規定する株主總會の決議を得て、会社に対してその營業の全部を出資することができる。

7 北海道地下資源開発株式会社が前項の出資をする場合において、北海道地下資源開発株式会社の株主は、その所有する株式の數に比例して、会社の株式引受人となる。

8 前項の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する北海道地下資源開発株式会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九條第一項に規定する処分をすることができ、

9 北海道地下資源開発株式会社は、附則第六項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

10 附則第六項の規定により北海道地下資源開発株式会社が会社に対する出資の目的とする財産の価額は、臨時に通商産業省に置く評価審査会が決定する。

11 前項の評価審査会は、委員七人をもつて組織する。

12 北海道地下資源開発株式会社は、附則第六項の出資をする場合において、会社の成立の時に、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合において、商法第七百七十七條第三項の規定は、適用しない。

13 前項の場合において、北海道地下資源開発株式会社の株式を目的

とする質権は、附則第七項の規定により北海道地下資源開発株式会社（以下「北海道地下資源開発株式会社」という。）の株主が受けるべき株式又は附則第八項の処分により北海道地下資源開発株式会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

14 商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権に準用する。

15 会社の株式申込証には、商法第一百七十五条第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三項の規定による定款の認可の年月日を記載しなければならない。

16 商法第六百六十七条、第六百八十一条及び第六百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

17 附則第二項から前項までに規定するもののほか、附則第十項の評価審査会、会社の設立及び北海道地下資源開発株式会社の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

18 第十五条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に「地下資源開発株式会社」という文字を使用している者については、会社の成立後六月間は、適用しない。

19 会社の成立の日（附則第三項の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「毎営業年度開始前」とあるのは、「会社の成立後遡及なく」とする。）

20 北海道地下資源開発株式会社法（昭和三十三年法律第五十七号）は、廃止する。

21 北海道開発法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

二 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること（同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものを除く。）

22 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二の次に次の一条を加える。

第八十三条の三 地下資源開発株式会社が次に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び地下資源開発株式会社の法（昭和三十三年法律第五十七号）附則第六項の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 会社の設立

二 会社の資本増加

六月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、近畿経済圏総合開発に関する請願（第二五七五号）

一、産炭地振興に関する請願（第二六四七号）

一、公共料金値上げ反対等に関する請願（第二六四九号）（第二九三五号）

一、熊本市鶴屋百貨店増築工事反対に関する請願（第二八七七号）

一、輸出入取引法の一部を改正する法律案反対に関する請願（第二八八一号）

第二五七五号 昭和三十六年五月二十四日受理

樹立を要望する声が高まってきたから、国会においても近畿経済圏の重要性にかんがみ、総合的、統一的な開発を積極的に推進する具体的施策をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二六四七号 昭和三十六年五月二十五日受理

産炭地振興に関する請願

請願者 熊本市行幸町一九熊本県議院内 中村晋

紹介議員 森中 守義君

産炭地域の振興を図るため、（一）本国会において、すみやかに産炭地域振興臨時措置法の成立を期すること、（二）本法成立と同時に、有明沿岸（熊本県）及び天草地域を産炭地指定地域に決定すること、（三）産炭地域振興に関する公共事業に係る国の負担割合を引き上げること、（四）産炭地域における企業創設のためには、多額の資金を長期に必要とするので、国において長期資金の確保について特別措置を講ずること、（五）無煙炭輸入の抑制を図ること、（六）炭鉱離職者対策としては、産炭地周辺の地域産業の創設はもちろんのことであるが、失業対策事業及び生活保護の諸経費については国の負担割合を引き上げること等を実現せられたいとの請願。

第二六四八号 昭和三十六年五月二十五日受理

の指定にあつては、産炭地域の具体的実情を勘案の上に考慮すること、（二）公団等による大幅な国家投資を実施することともに、高率国庫負担制度の創設及び起債わくの拡大など特別の措置を講ずること、（三）産炭地域内に企業の新設又は、増設を促進するため、不動産所得税、固定資産税について非課税もしくは不均一課税を実施した場合、地方交付税法上の特別措置をうけることになつては、事業税についても同様の措置を講ずること、これがなお、地区の政令指定にあつては、条件が産炭地域への企業導入の大きな阻害とならないよう指定基準に十分の配慮をすること、（四）産炭地域内における企業の新設又は、増設を行なうものに對する減価償却についての租税特別措置法上の地区の指定については、前項と同様の配慮をすること、（五）産炭地域における中小企業の集団化を促進するため、他の事例にならない資産の買替にあたつての譲渡取得については、税法上の特別措置を講ずること等を實現するとともに、その他企業資金の確保、企業誘致、失業対策事業費等に関する財源補償の確立についても万全の措置を講ぜられたい。なお、これらの要望と関連して産炭地域の実情にかんがみ、同地域の総合開発的見地から、鉱工業だけに限定せず、地域に適した農林水産業を含むすべての産業の振興対策を樹立するとともに、石炭産業離職者の雇用対策の強化、鉱害復旧対策の改善、鉱山保安対策の強化、治山治水事業の促進等あわせて格段の配慮をせられたいとの請願。

第二六四九号 昭和三十六年五月二十五日受理
公共料金値上げ反対等に関する請願
(四十一通)

請願者 東京都江東区北砂町五ノ四五八 土田喜美外
四百五名

紹介議員 森中 守義君

昨年来諸物価の値上がりははなはだし、国民の生活を著しく圧迫しているが、特に郵便、電力等の各種公共料金の値上げ計画は、国民の生活不安を増大させているから、これらの動きを抑制し、国民の生活を守るため、(一)郵便料金の値上げを絶対抑制すること、(二)九州電力をはじめとする電気料金の値上げを絶対抑制すること、(三)独占禁止法の強化等消費者保護立法の強化を行なうこと、(四)その他諸物価の値上げを抑制すること、等適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二九三五号 昭和三十六年五月三十一日受理
公共料金値上げ反対等に関する請願
十一日受理

請願者 札幌市南七条三丁目
本多裕子外百五名

紹介議員 野坂 参三君

昨年来諸物価の値上がりは、はなはだしいものがあり、特に、所得倍増計画を中心とする、油田内閣の経済成長政策の本格的な実施が始められる矢先に、各種公共料金の値上げが計画されるから、(一)電気料金の値上げを絶対抑制すると共に、電気ガス消費税を撤廃すること、(二)独占禁止法の強化等消費者保護立法の強化を行なうこ

と、(三)その他物価値上げを抑制すること等について適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二八七七号 昭和三十六年五月三十一日受理
熊本市鶴屋百貨店増築工事反対に関する請願

請願者 熊本市横街屋町一〇熊
本商工会議所内熊本C
DS連盟内 田中繁美

紹介議員 森中 守義君

昭和三十六年三月二十日付をもつて公示された鶴屋百貨店店舗床面積増加許可申請については、四月四日熊本小売商業活動調整協議会において全員一致、本申請の撤回又は不許可処分を要望することが決定し、熊本商工会議所意見書として既に百貨店審議会に提出されているところであるが、かりに本申請が許可されることになると、現在大洋デパートが保有している食堂の売場転換まで進展するのは当然予想されるところであり、ひいては調整機構としての当市CDS連盟の解体はもちろ論、当市の経済は一挙に過当競争に突入することは必至であるから、本市商業界の円滑かつ健全な発展のため、格別の考慮をせられたいとの請願。

第二八八一号 昭和三十六年五月三十一日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内
三ノ六仲四ノ三日中貿
易促進会内 押川俊夫

紹介議員 森中 守義君

輸出入取引法の一部を改正する法律案

に關しては、(一)輸出入の全面にわたつてアウト・サイダーに対する規制を設け、さらに輸入面においては需要者の輸入カルテル結成を認可するなどの規制を強化するものであり、これは独占禁止法に背反して、その実際の骨抜きを策するもので、とくに中小貿易商社に重大な不利益と圧迫をもたらすものであること、(二)輸出入の全分野にわたつてカルテル化及びそれに生産業者の参加を認める等々の改正は、取引活動の自由と貿易業者の自主制を害し、すべての貿易業者の商権侵害に発展する危険性をはらむものであること、(三)日中間友好取引の原則を破壊し、民間契約そのものをおびやかすことが明らかであること、等の理由により反対であるから、本改正案を撤回せられたいとの請願。